

国有農地等事務取扱交付金

【3,759 (3,729) 百万円】

対策のポイント

都道府県が国有農地の管理及び処分を行うために必要な経費を交付金として交付します。

<背景/課題>

- ・農地法の規定に基づき国が買収し、管理を行っている国有農地は、平成24年度末現在、4,202haとなっており、その管理に関する事務は都道府県に委託されています。
- ・平成21年12月に施行された農地法等改正法により、自作農創設を目的とする買収・売渡しの仕組みが廃止されたことなどから、すべての国有農地について、早期に処分を行う必要があります。

政策目標

平成31年度までに売却不能な国有農地をゼロとするため、所要の手続きを実施

<主な内容>

1. 国有財産管理等事務取扱交付金 2,049 (1,985) 百万円

都道府県が行う国有農地の売渡対価等の徴収及び債権管理、国有農地の管理・処分、買収等の経緯調査等を行うための経費を交付します。

2. 業務関係事務取扱交付金 1,710 (1,745) 百万円

1の業務に必要な事務的経費を交付します。

補助率：10/10
事業実施主体：都道府県、市町村

※ () は平成25年度食料安定供給特別会計農業経営基盤強化勘定における予算額。

[お問い合わせ先：経営局農地政策課 (03-6744-2155)]